43　法別表第四の四十三の項の総務省令で定める事務は、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答とする。

44　法別表第四の四十四の項の総務省令で定める事務は、戦没者の父母等に対する特別給付金支給法第三条の特別給付金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答とする。

第四条第五項第三号を削り、同項第二号中「申出若しくは届出の受理又はその申出若しくは届出」を「届出等（届出又は申出をいう。以下この号において同じ。）の受理、その届出等」に改め、「審査」の下に「又はその届出等に対する応答」を加え、同号を同項第三号とし、同項中第一号を第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一　予防接種法第五条第一項又は第六条第一項若しくは第三項の予防接種を受けると見込まれる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

第四条第五項に次の一号を加える。

四　予防接種法第二十八条の実費の徴収を受ける予防接種を受けた者又はその保護者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

第四条中第五項を第九項とし、同項の次に次の一項を加える。

10　法別表第四の三の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第十九条第一項若しくは第二十条第一項（これらの規定を同法第二十六条において読み替えて準用する場合を含む。）の入院の勧告の対象となる患者又はその保護者の氏名又は住所の変更の事実の確認

二　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第十九条第三項若しくは第二十条第二項（これらの規定を同法第二十六条において読み替えて準用する場合を含む。）の入院の措置の対象となる患者又はその保護者の氏名又は住所の変更の事実の確認

三　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十七条第一項若しくは第三十七条の二第一項の費用負担の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

四　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第四十二条第一項の療養費の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

第四条中第四項を第七項とし、同項の次に次の一項を加える。

8　法別表第四の二の二の項の総務省令で定める事務は、学校保健安全法第二十四条の援助を受ける児童又は生徒の保護者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。

第四条第三項中「一の三」を「一の五」に改め、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6　法別表第四の一の六の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の課税標準の更正又は決定、税額の更正又は決定、納税の告知、督促、滞納処分その他の地方税の賦課徴収に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

二　地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務に係る犯則嫌疑者又は参考人（これらの者が法人である場合にあっては、その役員又は清算人）の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

第四条第二項中「一の二」を「一の四」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　法別表第四の一の二の項の総務省令で定める事務は、被災者生活再建支援法第三条第一項の被災者生活再建支援金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答とする。

3　法別表第四の一の三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　子ども・子育て支援法第二十条第一項の支給認定若しくは同法第二十三条第一項の支給認定の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二　支給認定証の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

三　子ども・子育て支援法第二十二条の支給認定保護者に係る届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

四　支給認定保護者の届出事項の変更の届出の受理、又はその届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

五　支給認定保護者の届出事項に係る生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

第五条中第三十八項を第六十四項とし、第三十二項から第三十七項までを二十六項ずつ繰り下げ、同条第三十一項第一号中「第十六条第一項」の下に「若しくは第二十八条第二項」を加え、同項中第二号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二　公営住宅法第十六条第四項（同法第二十八条第三項及び第二十九条第八項において準用する場合を含む。）の家賃若しくは金銭若しくは同法第十八条第二項の敷金の減免の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

三　公営住宅法第十九条（同法第二十八条第三項及び第二十九条第八項において準用する場合を含む。）の家賃、敷金若しくは金銭の徴収猶予の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

第五条第三十一項に次の七号を加える。

五　公営住宅法第二十七条第五項若しくは第六項の事業主体の承認の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

六　公営住宅法第三十二条第一項第四号の明渡し請求（法第二十七条第二項に限る。）に関する入居者の氏名の変更の事実の確認

七　公営住宅法第二十九条第七項の期限の延長の申出の受理、その申出に係る事実についての審査又はその申出に対する応答

八　公営住宅法第三十条第一項のあっせん等を行う場合の氏名又は住所の変更の事実の確認

九　公営住宅法第三十四条の収入の報告の請求等に伴う入居者の氏名の変更の事実の確認

十　公営住宅法第四十八条に基づく条例による申請若しくは届出の受理、その申請若しくは届出に係る事実についての審査又はその申請若しくは届出に対する応答

十一　入居者及び同居者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

第五条中第三十一項を第五十五項とし、同項の次に次の二項を加える。

56　法別表第五第二十八号の二の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　住宅地区改良法第二十九条第一項において準用する公営住宅法第十八条第二項の敷金の減免の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二　住宅地区改良法第二十九条第一項において準用する公営住宅法第十九条の家賃若しくは敷金の徴収猶予の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

三　住宅地区改良法第二十九条第一項において準用する公営住宅法第二十五条第一項の入居のみの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答

四　住宅地区改良法第二十九条第三項の規定によりその例によることとされる平成八年改正法による改正前の公営住宅法（以下この項において「旧公営住宅法」という。）第十二条第二項（旧公営住宅法第二十一条の二第三項において準用する場合を含む。）の家賃若しくは割増賃料の減免の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

五　住宅地区改良法第二十九条第三項の規定によりその例によることとされる旧公営住宅法第二十一条の二第三項において準用する旧公営住宅法第十三条の二の割増賃料の徴収猶予の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

六　入居者及び同居者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

57　法別表第五第二十八号の三の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　特定優良賃貸住宅に係る入居者の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二　特定優良賃貸住宅に係る賃貸借契約の解除にあたり入居者の氏名又は住所の変更の事実の確認